

## 静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則

平成19年4月1日 規則第21号

最終改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 静岡県公立大学法人定款第5条の規定に基づき設置する静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)における授業料その他の費用(以下「授業料等」という。)に関しては、他に別段の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(授業料等の種類及び額)

第2条 本学に納付する授業料等の種類は、別表の区分の欄に掲げるものとし、その額は、同表に定めるところとする。

(授業料等の納付等)

第3条 本学に入学した者にあつては授業料を、本学に入学又は聴講を許可された者にあつては聴講料を、本学に新たに入学を許可された研究生にあつては研究料を、社会人専門講座及び介護技術講習の受講を許可された者にあつては社会人専門講座受講料及び介護技術講習受講料を、本学の入学試験(社会人聴講生及び特別聴講学生に係るものを除く。)を受けようとする者にあつては入学検定料を、本学の入学の許可を受けようとする者(社会人聴講生及び特別聴講学生に係るものを除く。)にあつては入学料を、納付しなければならない。

(授業料の納付方法)

第4条 授業料は、前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月25日まで、後期にあつては10月25日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可した者については、入学の手続きを行なうときに納付するものとする。

(長期履修学生に係る授業料の額及び徴収方法)

第4条の2 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することが認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、当該履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、第2条の規定にかかわらず、標準修業年限に相当する授業料の総額を長期履修期間の年数で除した額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 長期履修期間の短縮(以下「短縮」という。)が認められた者の授業料の年額は、短縮後の期間に応じて前項の規定により再計算した額(当該額10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とし、再計算した額から短縮が認められる前の額を控除した額に、短縮が認められた年度以前の長期履修期間の年数を乗じて得た額を、別に通知する納入通知書に定める納入期限までに納付するものとする。

3 在学中から長期履修期間を認められた者又は長期履修期間の延長を認められた者の授業料の年額は、標準修業年限に相当する期間内に納付すべき授業料の総額から、在学した期間に納付すべき授業料の額を控除した額を、長期履修期間(延長を認められた場合は、在学予定年度以降の長期履修期間)で除した額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

4 長期履修学生の在学中に授業料が改正された場合には、改正後の授業料の額により再計算を行うものとする。

- 5 長期履修学生については、第10条第2項の規定は適用しない。
- 6 長期履修期間を終了した後も在学する場合の授業料の年額は、第2条の規定によるものとする。  
(休学等の場合の授業料の額)

第5条 前期又は後期中途において休学、退学又は転学した者が納付する当該期分の授業料の額は、その全額とし、休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は免除する。

- 2 前期又は後期中途において復学した者が納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に納付するものとする。

(聴講料等の納付方法)

第6条 聴講料(特別聴講学生に係る聴講料を免除する場合を除く。)は、入学又は聴講を許可された者が入学又は聴講の手続を行うときに納付しなければならない。

- 2 研究料は、新たに入学を許可された研究生にあつては入学の手続を行うときに、研究期間の更新を許可された研究生にあつては当該許可をした日から10日以内に、研究期間に相当する額を納付しなければならない。

- 3 社会人専門講座受講料及び介護技術講習受講料は、受講を許可された者が受講の手続を行うときに納付しなければならない。

(入学検定料等の納付方法)

第7条 入学検定料は、入学願書を受取られたときに納付しなければならない。

- 2 入学料は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。

(学位論文審査料の納付方法)

第8条 静岡県立大学の大学院(以下「大学院」という。)に在学する者以外の者であつて大学院が行う博士の学位論文の審査を受けるものは、学位論文審査料を納付しなければならない。

- 2 学位論文審査料は、博士論文の審査の申請手続を行うときに納付しなければならない。

(証明書交付手数料の納付方法)

第9条 本学における在学、身分、成績、人物、卒業又は修学に関する証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けるものは、証明書交付手数料を納付しなければならない。

- 2 証明書交付手数料は、証明書の交付の申請手続を行うときに納付しなければならない。

(授業料等の減免等)

第10条 理事長は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条の規定により授業料等減免対象者として認定された者に対しては、同法の規定により授業料等の全部又は一部を免除するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、理事長は、経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料を分割して納入させることができる。

- 3 国、地方公共団体及び学校並びに在学生の請求により証明書を交付するときは、証明書交付手数料を免除するものとする。

(授業料等の還付)

第11条 前条第1項又は第2項の規定により免除された授業料等を還付する場合を除き、既に納付された授業料等は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(期限の特例)

第12条 授業料等の納付の期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178

号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日を除く。)に当たるときは、これらの日の翌日をその期限とみなす。

2 第4条第2項、第6条第2項及び第7条の規定は、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)第2条に定める国費外国人留学生には適用しない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、授業料等の納付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分		学部	短期大学の学科	大学院の 研究科及び学府	
授業料(年額)		535,800円	390,000円	535,800円	
聴講料 (一単位)	科目等履修生	14,800円	14,800円	14,800円	
	社会人聴講生	7,400円	7,400円	7,400円	
	特別聴講学生	14,800円	14,800円	14,800円	
研究料(月額)		29,700円	29,700円	29,700円	
社会人専門講座受講料(一科目)		29,600円	29,600円	29,600円	
介護技術講習受講料			63,000円		
入学料	学生	県内の者	141,000円	84,600円	141,000円
		県外の者	366,600円	219,900円	366,600円
	科目等履修生	28,200円	28,200円	28,200円	
	研究生	84,600円	84,600円	84,600円	
入学検定料	学生	17,000円	18,000円	30,000円	
	科目等履修生	9,800円	9,800円	9,800円	
	研究生	9,800円	9,800円	9,800円	
学位論文審査料				100,000円	
証明書交付手数料(一件につき)		300円	300円	300円	

備考 県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の手続を行う日の属する月の初日において引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (2) 入学の手続を行う日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (3) 理事長が(1)及び(2)に掲げる者に準ずると認める者

備考2

別表の区分の欄に掲げる社会人専門講座受講料については、定めた金額を上限とし、その範囲内で受講料を設定することができる。